(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



一本年 12 月 2 日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を 20 円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を 20 円節約でき、自己負担も低くなります。

2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役 立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

・手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

・本年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が 交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請い ただくことで「資格確認書」が交付されます)。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだ の方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ 証明写真機から申請 (対応していない機種もあります)

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

① 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー) で行う



- ②「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行 ATM から行う



詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索





問い合わせ先:健康保険課 保険チーム ☎ 0994-22-3044

第1号被保険者 (65歳以上) の 令和 6年度~8年度 介護保険料が決定

『第9期介護保険事業計画』の策定により、第1号被保険者(65歳以上)の介護保 険料が決定しました。また、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の 介護給付費の増加を見据え、所得段階などが見直されました。

POINT

- 基準額に変更はありません。(6,300円)
- ② 標準段階が多段化されます。(9 → 13 段階)
- ⑥ 低所得者(1~3段階)の保険料が引き下げられます。

第9期(令和6年度~令和8年度)の介護保険料					
段階	対 象 者		基 準 額 に 対する割合	年 額 (円)	月額換算 (円)
	生活保護被保護者				
1	世帯全員が 住民税 <mark>非課税</mark> で、	老齢福祉年金受給者	0.285	21,540	1,795
		前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下			
2	世帯全員が住民税 <mark>非課税</mark> で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下			36,660	3,055
3	世帯全員が住民税 <mark>非課税</mark> で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円超			51,780	4,315
4	本人が住民税 <mark>非課税</mark> (世帯に課税者がいる)で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下			68,040	5,670
5	本人が住民税 <mark>非課税</mark> (世帯に課税者がいる)で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下			75,600	6,300
6	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円未満			90,720	7,560
7	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円以上 210 万円未満			98,280	8,190
8	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 210 万円以上 320 万円未満			113,400	9,450
9	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 320 万円以上 420 万円未満		1.7	128,520	10,710
10	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 420 万円以上 520 万円未満		1.9	143,640	11,970
11	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 520 万円以上 620 万円未満		2.1	158,760	13,230
12	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 620 万円以上 720 万円未満			173,880	14,490
13	本人が住民税課税 前年の合計所得金	∳で、 陰額 + 課税年金収入額が <mark>720 万円以上</mark>	2.4	181,440	15,120

- 令和6年度の介護保険料は7月に決定します。介護保険料が決定するまでの徴収額は、昨年度(令和5年度)の 介護保険料または前々年(令和4年)の所得を基に設定しています。(仮賦課)
- 7月に前年中(令和5年1月1日~令和5年12月31日)の所得を基に、今年度の保険料を再計算します。(本賦課) 通知書については、7月上旬にお送りします。

問い合わせ先:介護福祉課 介護チーム ☎ 0994-22-3043

広報 Kinko 12 13 KINKO TOWN PUBLIC RELATIONS 2024.4